

諮詢官：特許庁長官

諮詢日：令和7年8月1日（令和7年（行情）諮詢第881号）

答申日：令和7年12月10日（令和7年度（行情）答申第687号）

事件名：特定職員の出勤簿等の不開示決定（不存在）に関する件

答 申 書

第1 審査会の結論

別紙に掲げる文書（以下「本件対象文書」という。）につき、これを保有していないとして不開示とした決定は、妥当である。

第2 審査請求人の主張の要旨

1 審査請求の趣旨

行政機関の保有する情報の公開に関する法律（以下「法」という。）3条の規定に基づく開示請求に対し、令和4年12月9日付け20221011特許6により特許庁長官（以下「処分庁」又は「諮詢官」という。）が行った不開示決定（以下「原処分」という。）について、その取消しを求める。

2 審査請求の理由

原処分は、違法かつ不当である。即ち、請求内容における「平成24年における当時の特定職員の出勤簿・公用車使用記録。（2件分）」に関する文書は、特許庁にとって重要な行政文書であり、公益性の観点から全てが開示されるべきである。

もし、廃棄したなら、作成年月日、保存期間、廃棄年月日を明確にしていただきたい。移管したなら、作成年月日、保存期間、移管年月日を明確にしていただきたい。

よって、原処分を取り消すべきであるとの決定を求める。

第3 謝問官の説明の要旨

1 謝問の概要

- (1) 審査請求人は、令和4年10月5日付けで、法3条に基づき、処分庁に対し、行政文書開示請求（以下「本件開示請求」という。）を行い、処分庁は同月11日付けでこれを受理した。
- (2) 本件開示請求に対し、処分庁は、本件対象文書につき、その全部を不開示とする原処分を令和4年12月9日付けで行った。
- (3) これに対して、審査請求人は、行政不服審査法（平成26年法律第68号）2条の規定に基づき、令和5年3月15日付けで、処分庁に対して、原処分の取消しを求める審査請求（以下「本件審査請求」という。）を行い、諮詢官は同月20日付けでこれを受理した。

(4) 本件審査請求を受け、諮問庁は、原処分の妥当性につき改めて慎重に精査したが、本件審査請求については理由がないと認められるので、諮問庁による決定で本件審査請求を棄却することにつき、情報公開・個人情報保護審査会に諮問するものである。

2 審査請求に係る行政文書の概要

開示請求書における「請求する行政文書の名称等」には、「平成24年における当時の特定職員の出勤簿・公用車使用記録」と記載されている。

3 原処分における処分庁の決定及びその理由

本件開示請求に対し、処分庁は、令和4年12月9日付けで、本件対象文書の全部を不開示とする決定を行った。文書を不開示とした理由は、文書の保存期間が満了しており既に廃棄済みであるためである。

4 審査請求人の主張についての検討

審査請求人は、原処分に対して、上記第2の2のとおり主張している。

しかしながら、特定役職の出勤簿は保存期間を5年と定めており、開示請求時点では保存期間は満了しており、既に廃棄済みである。

また、平成24年における特定役職の公用車記録は特許庁における行政文書の保存期間を定めた特許庁行政文書管理規則（以下「管理規則」という。）において、1年以上の長期の保存期間が定められている文書に該当せず、またその性質上、原則として1年以上の保存期間を定めることとされている文書にも当たらないことから、保存期間を1年末満とされたものであり、開示請求時点までにすべて廃棄されたものと認められる。

5 結論

以上のとおり、本件審査請求には理由がなく、原処分は適法かつ妥当であると考えられることから、本件審査請求は棄却することとした。

第4 調査審議の経過

当審査会は、本件諮問事件について、以下のとおり、調査審議を行った。

- ① 令和7年8月1日 諒問の受理
- ② 同日 諒問庁から理由説明書を收受
- ③ 同年12月4日 審議

第5 審査会の判断の理由

1 本件開示請求について

本件開示請求は、本件対象文書の開示を求めるものである。

審査請求人は、原処分の取消しを求めており、諮問庁は、本件対象文書は保有していないとして不開示とした原処分を妥当としていることから、以下、本件対象文書の保有の有無について検討する。

2 本件対象文書の保有の有無について

本件対象文書の保有の有無について、諮問庁は、上記第3の4のとおり説明する。

当審査会において、特許庁が公開する標準文書保存期間基準（保存期間表）及び諮問庁から提示を受けて平成24年当時の管理規則を確認したところ、その内容は上記第3の4の説明と符合する。

そうすると、本件開示請求時点において本件対象文書は既に廃棄しており保有していないとする上記第3の4の諮問庁の説明は、不自然、不合理とはいえない。

したがって、特許庁において、本件対象文書を保有しているとは認められない。

3 審査請求人のその他の主張について

審査請求人のその他の主張は、当審査会の上記判断を左右するものではない。

4 付言

本件は、審査請求から諮問までに約2年5か月が経過しており、「簡易迅速な手続」による処理とはい難く、また、審査請求の趣旨及び理由に照らしても、諮問を行うまでに長期間を要するものとは考え難い。

諮問庁においては、今後、開示決定等に係る審査請求事件における処理に当たって、迅速かつ的確な対応が望まれる。

5 本件不開示決定の妥当性について

以上のことから、本件対象文書につき、これを保有していないとして不開示とした決定については、特許庁において本件対象文書を保有しているとは認められず、妥当であると判断した。

(第2部会)

委員 武藤京子、委員 佐藤郁美、委員 寺田麻佑

別紙（本件対象文書）

平成24年における当時の特定職員の出勤簿・公用車使用記録。（2件分）